第二種フロン類回収業者登録申請要領

１．申請窓口

佐賀県くらし環境本部循環型社会推進課　大気・水質担当
または、事業所の所在地を管轄する保健福祉事務所の環境廃棄物課

※各申請窓口については次の通り

名称	管轄地域	所在地	TEL
くらし環境本部 循環型社会推進課	県内全域および県外	〒840-8570 佐賀市城内一丁目 1-59	0952-25-7774
佐賀中部 保健福祉事務所	佐賀市、多久市、小城市、神埼市、神埼郡	〒849-8585 佐賀市八丁畷町 1-20	0952-30-1907
鳥栖 保健福祉事務所	鳥栖市、三養基郡	〒841-0051 鳥栖市元町 1234-1	0942-83-6820
唐津 保健福祉事務所	唐津市、東松浦郡	〒847-0012 唐津市大名小路 3-1	0955-73-4185
伊万里 保健福祉事務所	伊万里市、西松浦郡	〒848-0041 伊万里市新天町坂口 122-4	0955-23-2101
杵藤 保健福祉事務所	武雄市、鹿島市、嬉野市、杵島郡、藤津郡	〒843-0023 武雄市武雄町昭和 265	0954-23-3506

２．申請書提出部数

３部（正本、副本、控え）

※副本及び控えの登記簿謄本または住民票の写しについてはコピーしたものでよい。
また、控えについては申請受付後に申請者控えとして返却します。

３．申請手数料

５，０００円（佐賀県収入証紙で納入）

※佐賀県収入証紙は県庁及び各保健福祉事務所内にも販売所があります。

４．添付書類

①本人を確認できる書類

・個人の場合は、発行日より３ヶ月以内の住民票の写し
・法人の場合は、発行日より３ヶ月以内の登記簿謄本

②フロン類回収設備の所有権などを証明する書類

・自ら所有している場合は、購入契約書、納品書、領収書、販売証明書等のうち、いずれかの写し
・自ら所有権を有していない場合は、借用契約書、共同使用規定書、管理要領書等のうち、いずれかの写し

（裏面に続く）

③フロン類回収設備の種類及び能力を説明する書類

・取扱説明書、仕様書、カタログ等の写し

（申請書にフロン類回収設備の能力を記載するときには、これらの書類の他、「フロン回収破壊法　第二種特定製品の回収に関する運用の手引き」のⅧ．９「フロン類回収装置の種類及び能力一覧表」を参照してください。）

④申請者等が法に定める欠格要件に該当しないことを説明する書類

・申請者等が法に定める欠格要件に該当しない者であることを誓約した旨の書面（別紙参照）

５．同時申請等の取扱

①同一事業者の複数の事業所を、本社等で取りまとめて同時に申請する場合

添付書類のうち、「本人を確認できる書類」及び「申請者等が法に定める欠格要件に該当しないことを説明する書類」については、１事業所の申請書に添付し、その他の事業所については省略することができます。

なお、この場合、第二種フロン類回収業者の登録は事業所ごとの登録申請であるため、申請手数料は事業所ごとに必要です。

②同一の事業所が第二種特定製品引取業と第二種フロン類回収業を同時に登録申請する場合

添付書類のうち、「本人を確認できる書類」については、第二種フロン類回収業の申請書に添付し、第二種特定製品引取業の申請書については省略することができます。

また、「申請者等が法に定める欠格要件に該当しないことを説明する書類」のうち、法第２７条第１項及び第３１条第１項に該当しないことが併記されているものに限り、第二種フロン類回収業の申請書に添付し、第二種特定製品引取業の申請書については省略することができます。

なお、この場合、第二種特定製品引取業者の登録申請と第二種フロン類回収業登録申請は別個の申請であるため、申請手数料はそれぞれの申請について必要です。

６．その他

①申請書裏面の備考欄に、フロン類の回収を自ら行う者又はフロン類の回収に立ち会う者の氏名、所属・職名及びその者が有している資格または、経歴等を記載してください（別紙でもよい）。また、資格を有する場合は、証明書等の写しを添付してください。

②事業所周辺の地図を添付してください。

フロン回収破壊法に定める欠格要件に該当しないことを説明する書類の例

誓　約　書

　登録申請者及びその役員は、特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律第２７（３１）条第１項各号に該当しない者であることを誓約します。

平成　　　年　　　月　　　日

佐賀県知事　古川　康　　様

申請者　住所
　　　　氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

印